

会議録(概要)

会議の名称	令和6年度第4回佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会
開催日時	令和7年3月13日(木) 午後1時30分～午後3時10分
場所	佐渡市役所 2階会議室1-202
議事	(1)「第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画」策定について (2) その他
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	委員：7名 事務局：市民課 課長 計良 好昭 人権啓発係 係長 小田 麻美 主事 備家 悠一郎
傍聴者	なし
会議資料	第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画書(素案) 【資料No.1】パブリックコメント回答(案) 【資料No.2】パブリックコメント意見(別紙)
備考	

会議の概要（発言の要旨）

発言者	議題・発言・結果等
事務局(小田)	(開会)
計良課長	(あいさつ)
事務局(小田)	(座長選出)
座長	議題1 第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画策定について事務局より説明をお願いします。
事務局(小田)	<p>(パブリックコメントに寄せられた意見に対しての市の考え方の説明)</p> <p>2月10日から3月6日までパブリックコメントを実施。</p> <p>6名から25件の意見提出あり。計画に対する意見のほか、啓発活動に対する意見あり（令和5年度市報に性的マイノリティの記事を連載しており、このような啓発活動を行ってほしいという要望）。</p> <p>回答については後日公表。</p> <p>寄せられた意見について、懇談会の運営方法、計画全体に関すること、分野別施策の推進の表現方法、施策の方向、事業内容についての意見があった。関係部署と協議し、反映できる部分については修正を行った。</p> <p>意見1、2 市民意識調査の回収率の低さについて、人権に対する意識の低さの表れであり、具体的な取組を進めるようにという意見。</p> <p>回答案 効果的な施策の実施と改善に努め、若い世代の方への周知を強化する。</p> <p>意見3 相談先の周知の強化が求められる。</p> <p>回答案 今後、関係機関と連携して強化していく。</p> <p>意見4 分野別施策の推進 個人情報の保護について法務省の啓発活動強調事項を参考に市独自に加えたものか、という質問と、様々な人権問題にその他の強調事項の追加の提案。</p> <p>回答案 第3次計画から引き続き掲載したもの。</p> <p>啓発活動を通じて周知していく予定。</p> <p>意見5～7 女性の人権 施策の方向について追記や表現方法の提案。反映できる部分について修正を行い、「佐渡市ハラスメント防止条例」の制定に向け、制定委員会を発足させるという提案については、今後の施策の参考とさせていただく。</p> <p>意見9 こどもの人権 現状と課題に佐渡市におけるいじめの件数等現状を明記、施策の方向として相談窓口の設置、子ども基本条例を施行する準備会の発足、という意見。</p>

	<p>回答案 佐渡市におけるいじめの件数を追記。相談窓口は「子ども若者相談センター」を開設済みである。条例についても「佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例を制定し、こどもの支援に取り組んでいる。</p> <p>意見 10 高齢者の人権 施策の方向に各地区の自治会の防災委員会や民生委員と普段から情報交換を密にし連携していくことを明記してほしい。</p> <p>回答案 意見をもとに素案を修正する。</p> <p>意見 11～16 障がいのある人の人権 実際の佐渡市での実数や割合を明記、文章の表現方法に対する意見</p> <p>回答案 意見をもとに素案を修正する。</p> <p>意見 17～19 同和問題 インターネット上の問題、取組内容への意見があり、修正。</p> <p>意見 20 外国籍の人の人権 「歴史」を学ぶことも必要ではないかという意見があり、修正。</p> <p>意見 21、22 個人情報の保護、様々な人権問題</p> <p>回答案 個人情報の保護については研修対象を「市職員」と追記。公文書等の管理についての意見については、情報公開条例に基づいて対応しているため、そのままの記載とする。</p> <p>意見 23 分野別人権施策の推進 関係部署の具体的事業の記述がなくなり、取組内容も具体性がない。どういったものに取り組んでいるか市民はどうやって知ることができるのか。</p> <p>回答案 本計画は基本的な施策の方向を定め、分野別の関連事業は別途公表するよう検討している。</p> <p>意見 24、25 策定懇談会の運営方法について、委員の方からご意見いただき、真摯に検討し意見具申できる懇談会を強く希望する。</p> <p>回答案 委員の皆様のご意見いただきながら検討していく。</p>
座長	委員の皆様からご質問並びにご意見お願いしたい。資料 No. 1 の 1 番から 4 番あたりから。
C 委員	<p>1 番について、ここに書かれてあるとおりでと思います。</p> <p>ただ考え方に書いてあるのは、抽象的なので、とにかく今回、やっぱり委託業者に全部丸投げして、この原案を作ってもらったというそのやり方が、問題を含んでいた根本的な問題を含んでいたのではないかなと思います。</p> <p>やっぱり表現が抽象的だし、少しでも人権意識を高めるためには、もっと具体的にこういう現状があったらこうすれば、少しでも向上していけるんじゃないかっていう、そういう具体的な方策を上げないといけないと思いました。佐渡市が抱えている佐渡市らしい問題点というものではなくて一般的な問題点を取り上げて、そして</p>

	<p>一般的に注意をしているような全体として読み取れたので、やっぱりそれだと、何回同じ質問を繰り返しても、アンケート結果の向上にはつながっていかないのではないかなと思います。</p>
計良課長	<p>コンサルタントに策定業務を委託することについて異議というかご意見ちょうだいした。</p> <p>私ども、市のほうの考えでは今年度、人権の計画、あと男女共同参画の計画、両計画を策定年度重なって、計画策定の業務を円滑に進めるために、アンケート調査の分析、あと策定業務の支援という形で、予算をとって委託したという経過がございます。</p> <p>当然計画策定するに当たってそのたたき台原案をつくり、それを委員の皆さんにお示しして、C委員の言葉をかりればそういう、佐渡らしくというような形での現状課題、施策の方針というのはつくり上げていくということで進めてきたという認識であります。</p> <p>当然そのご指摘頂いたとおり、まだ、文言表現について不足しているのではないかというご意見を頂きましたのでその辺はご意見として受け止めて、策定作業のほうは進めてまいりたい。委託したことが駄目じゃないかって言われると、私どもはそれが必要だと思って、予算を計上して進めてきた経緯がございます。</p>
C委員	<p>課長さんの気持ちは分かるんですが、確かに責任が重いし、決められたスケジュールに従って、着々と進めていきたいというのは分かるんですけども、そういう進め方ですと、せっかく各分野の代表者が選ばれてきているこの懇談会が何のためにあるかっていうことになるんですよね。</p> <p>今課長さんの進め方それから座長の進め方は、なるべく原案を修正しないというふうに私は受け止めたんです。だから私たちが会議に出ることの意味は、なかったような薄かったような気がするんですよ。何のために私たちを呼んで、懇談会を開いて、議論したのかなんですね。確かに、委託業者に頼めばちゃんとした原案ができてくる。それは課長にとっては安心することなんですけれども、ただ、今まで従来のやり方というのは、皆さんから意見を聞いた上でそれを集約して、一つ一つ分野ごとに丁寧にやってきたように思うんですね。内容的には、確かにまどろっこしかったりまとまらなかったりまとまってないなっていう印象与えたかもしれませんけれどもそれが手作りの計画ではないかな。今回、行政のお三方の主導権が非常に強くて、本来、行政というのは、スケジュールや出欠、そういうのを決める範囲でよかったはずなのに、もう全部内容まで、行政の方が主導権を握って、委託業者に頼んで決めていくっていうやり方は、これまでの推進計画をつくるやり方とは真逆な方向になってます。私はいろんな人から聞いたことがあるんですけども、</p>

	<p>今大体計画や、長期的な問題を提言するような場合には、ほとんど今回の委託業者さんに作ってもらうというようなことを聞いたことがあるんですね。だから、地域の声が各分野の代表者から、聞いて、それに対して対応していくっていうことができにくくなってるような気がするんですね。今回、本当に行政のお三方が主導権を握って、内容まで介入というか、基本線を決めてきたって人のやり方進め方に対しては、異議を感じております。本来、そうではなくて、そこに集まった懇談会の委員に意見を聞いて、それぞれ集約をして決めていくべきものなのに、行政が、今回非常にしゃしゃり出過ぎたような気がするんですね。だから、私としては、今回は、そういうやり方ではなくて、行政はただ形式的な、日程調整だけでとどまっておいて、懇談会、委員の議論を活発にさせるような会の運営の仕方であったほうがいいのではないかと。</p> <p>今回座長も行政の方でしたので、そういう進め方に従って進めていた。</p> <p>私は欠席した第3回の会議ではA委員から何か質問が出たらしいんですがそれに対して全然答えようともせず議事を進めたっていうやり方は、司会者としてはいかなものだったんでしょうかね。それは私は非常に残念に思います。各委員の意見を大事にするっていう姿勢がなかったような気がします。</p>
A委員	<p>今、国のほうでも、人権教育啓発推進法のあり方の中間的な有識者の答申というか、そういうのも出ているし、パブリックコメントも全国的に行政から受け付けたり、人権団体から受け付けてあって今後の人権教育啓発推進法の全国的な取組の見直しの論議がされている中で、その視点も大事だということで以前B委員からお話があったと思うんです。そこをしっかりとやっぱりしっかりと注視をして、今後も国の方向も今後ですねやっぱり見ておいていただきたい。こういうふうに思っています。</p> <p>国の方針なり、また県の方針なりと密接にリンクしている佐渡市の推進計画ですので、しっかりとそれを踏まえながら論議を頂きたいなというふうに思っています。</p> <p>私はやっぱりもう少し、委員の皆さんから、深刻な状態になってきている、それは意識調査が発表されていますけれども、総体的に、前回の調査に比べてですね、非常に後退をし、深刻な状況に私は、入ってるってそこをもう少し委員の皆さんから認識を深めていただいて、数字は市民の反映ですので、市民の考えていることが出てきているわけなので、どうこれからそこを克服していくのか、問題があるとすれば、どの点を改善を図っていく強化をしていかなければいけないのかというところをしっかりと。私はあまり論</p>

議になっていない学校同和教育について、やはり私は危機的な状況だと佐渡市については思います。それは、意識調査で若い人が改善されていない。そういうような実態が意識調査で出ています。

むしろ後退をしているというような状況の中で、佐渡市教育委員会も深刻に受け止めていかないといけないのではないかと。

C委員のほうからお話があったように、今日、30市最後の加茂市が今年初めて、人権教育・啓発推進計画づくりをもう少しで終わる。今月発表して、第1回目の推進計画が発表される。2000年からの国の法律を受けて、県や市町村が推進計画を作っているわけですから、大変遅れてはいるんですけども、しっかりとようやく、全ての市町村で論議がされる。それこそ佐渡市は、第4次ですから、市町村の中では早い段階から取り組まれてきたという、私は誇りを持っていいだろうというふうに思っています。C委員が言われたように、委員さんにある程度自由に当事者としての意見をしっかりと活発に出していただいて、そして事務局が練り上げていけるみたいな今までのやり方と今回はずいぶん変わってしまったというふうに私は思っています。私もびっくりしたんですが、佐渡市みたいな職員が座長になるというのはどこでも聞いたことがないんで、びっくりしてるんですが、次回からっていうか、今回そういうメンバーでやってきたんだというふうに佐渡市は言ってるのでちょっと違うんじゃないかなとは思いますが、今回はこれ以上ここで論議をしてもしょうがないので、次の段階からやはり私は、30市、加茂市もそうですけども、今大体、大学の先生を座長にしている。総合的な人権として座長は学校現場などで非常にすぐれた取組をされているとは思いますが、人権全体を網羅する、スペシャリストというふうには私は認識してないので、そういうような人を次回からは設定をしていただかないとなかなかうまくいかない。多面的な見方をしっかりできるような、大学の先生あたりから参加を頂いて、座長をして佐渡市も人権計画作りについて貢献いただくような努力をしていただきたいなということを私はぜひ提案をしておきたい。今の座長でいいという話にはやっぱりならないのではないかなというふうに私は思います。どうして、本来私は、第4次まで頑張ってきたわけなので前市長のときに、今までのことをいろいろ言われれば全くやってこなかったんで、申し訳ありませんというふうに言うしかありません。ただこれからの佐渡市を見ていただきたいということで、この推進計画づくりが本格的に取り組まれて今日まで来ている。この間ずっと数値は改善されてきたのに、ここに来て、大きく何か後退をしているというのはもちろん外的な要因もあります。鳥取ループみたいな団体が差別をばらまいているような現状を新潟県

人としては「寝た子を起こすな」という意識が高いので、身元調査も残念ながら、また高止まりになってきているというような状況も、本当に深刻な状況があるわけなので、佐渡市だけではなくて、やはり全体的にそういう差別が進んでいるということも、法務省の調査などで発表されているように、やはり深刻な状況があると。その中で、また佐渡市も一層数値が後戻りしてしまっているようなところをこれからしっかり数値目標なども立てて取り組もうとしているわけですから、この点については大変私も期待をしています。

いくつか具体的などころで注意をつけておきたいのは、最初に、私は、推進計画の冊子ができているわけなので、一つだけ。市長の「はじめに」のところですね、前に私はお願いしたんですが、今日にインターネットの現状話題に深刻な状況がある。昨年12月4日に全国部落調査一覧の復刻版の裁判が確定最高裁の決定が出て確定されました。もう争いがあるんじゃないかと、鳥取ループ、示現社は敗訴が確定をしたわけで、インターネットの掲載は許すことができません。そして本の出版も許しません。そして、新潟県内の6人の原告に全て人権侵害があったということを認めて決定されて、今日、確定判決になっているわけなので、そういうインターネットの新しい部落差別、今現在も佐渡市もさらされている。それに対するやはりもう少し認識が市長の中にあってほしいなというふうに思いますし、同和問題や性的マイノリティー、外国人の問題などが理解不足というような文言で語っていることに大きな誤りがあるのではないかと。このまま出すと、理解不足、同和問題が理解不足なんていうような話で、国が法律を作ったわけでも何でもありませんので、ここら辺もやっぱり市長の認識の浅さっていうところをやっぱり、このまま出すと問題になると思うので、ぜひご検討頂いて、法律ができていく部落差別が深刻な事態にあるというようなことを、国が法律で定めているわけなので、理解不足という表現はちょっと当たらないのでは。もっと深刻な状態を、佐渡市もですね、全国部落調査で佐渡の部落をさらされている今現在から確定案件になってもさらされているという現実をしっかり受け止めるためには、理解不足ではないのではないかと。変更をお願いしたいと思っています。

次に27ページ、障がいのある人の人権についてですね、合理的配慮の問題がようやく少し、今回パブリックコメントでだいぶ指摘をされて私も非常にこの、最初の提案の内容については、むしろ障がい者差別の内容になっているんじゃないかと非常に危惧していたんですが、やはりしっかり意識を持った市民の方が、パブリックコメントでたくさんお寄せ頂いてそこのところが大分、改善されている方向に来ているそうではないかなあというふうに思っているんです

が、やはり、相変わらず福祉、思いやりという合理的配慮と思いやりってというのは相入れない内容ですので、人権として認められている障がい者に対する合理的配慮をしっかりと、企業も含めてもちろん自治体もですけれども、企業の合理的配慮の義務化がなされたわけですので、人権という視点でしっかりと書かないと、思いやりとか、そういう話では相入れない内容であるということをごをぜひ考えていただきたい。そういう中でまた私は非常に心配なのが、29ページの早期発見支援体制のさらなる充実、支援の連携強化、障がいのあるこどもの教育・保育環境づくりというのは、特別支援教育に関する整備の充実。国連で日本の特別支援教育は隔離差別教育だというふうな指摘をされているわけなので、インクルーシブの取組を強化していくという視点を盛り込んだ内容でないと国の方向とずれているのではないかと。まして、保育や低学年における統合教育みたいなものをやはり進めていこうという国の、すぐさま国連のいう通りにはならないけれども、少しずつインクルーシブの教育を強化をしていこうというところに関しては、ちょっと佐渡市の障がい者問題に対する取組、内容については少しずつが今回も生じているのではないかと。もう少しパブリックコメント、ノーマライゼーションとか、そういった国の流れをしっかりと組み込んで、特別支援教育についても、もちろん習熟度とか発達段階における対応をしっかりフォローしていくんだってというようなことは大事なことだと思います。やはりインクルーシブの統合的な流れを阻害するような早期発見という、悪いものを発見するみたいな。それが合理的配慮をしっかりとサービスをして、そして一人一人の障がい者がいきいきと頑張れる社会を島民と一緒にやっていくんだってというようなところからすると、少しちょっとずれているのではないというふうに思っています。

あと、同和問題について1点だけ一つお願いしたい。学校での人権同和教育の推進のところ強化をされていて大賛成なんですけど、この31ページの取組内容の①の市職員や教職員に対する同和研修を実施。同和教育とか人権教育とか、そういう内容、あまり言ってほしくないということで行政の取組も変わってきてるんですけど、ちょっと意識を変えてもらいたいなというふうには思っています。それと、②の学校での人権教育・同和教育の推進なんですけど、これだけではやっぱりよく分からないので、私は、人権教育同和教育に関する部落問題学習というのを一つ入れてほしいなと思います。部落問題学習をしっかりとやって学校で進めるんだと、そのためにまた公開授業や指導案づくり等の研修を高めているんだというようなところにつないでいくためには、この部落問題学習というのがパブリック

	<p>コメントの皆さんはそういうことを望んで言っているんだろうと思いますので、部落問題学習を入れていただきたいなど。</p> <p>あと、インターネットの人権侵害ですが、今現在全国部落調査一覧については多くの部落がさらされている現状であって、そのところを他人事にならないためには、文言をもう少し追加をしていただきたい。インターネットにおける佐渡市民の問題としては部落問題がさらされていることを一刻も早くなくしていく取組をみんなで進めていこうというのは、私はぜひお願いをしたい。</p> <p>皆さんの事務局の努力も十分評価しつつ、やはり、もう少し当事者の意見をしっかり踏まえて、そして、さらに、佐渡市の人権の取組が強化をされるようにですね、ぜひ、みんなで力を入れて頑張っていっていただきたいなというふうに思っていますので、私は取りあえず今日読み込んできて、やはり少し感じて前から少し感じるところもありますし、今回パブリックコメントで非常に市民の意識がやっぱり問題提起をするように、やはり、意識調査でさらに後退してしまったっていうような意識も踏まえてですね、確かに文言が書いてあるところもあるんですよ。若い人がやはりなかなか、佐渡を担っていく人たちの意識を問題にしている文言のところもあるんですよ。それが具体的に施策の中でどういうふうに反映していくのかっていうところで、やっぱりちょっと不十分なところがあるのではないかなというふうに私は読みましたので、ぜひ、そんなところをしっかりと補強いただければありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたい。</p>
座長	<p>今ほどA委員のほうから市長の巻頭の部分はじめ、幾つかご意見を頂きました。学校教育の部分については私も担当しておりますので、帰りましてご意見を踏まえてまた考えていきたいと思っています。C委員のほうからは、運営面についてと懇談会の持ち方等についてもご指導頂きました。この会はすみません、私がまた座長になってしまいましたので、途中でご助言あればぜひご指摘頂けたらというふうに思っております。</p> <p>ではこの後、資料1の5番から9番、女性の人権並びにこどもの人権ということで、ご意見ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。</p>
C委員	<p>今回、1月2月は懇談会が設定されない月だというのは分かったので、その間にいろんなところへ足を運んで、例えば女性の人権については、ハローワークさんですとかあるいは労働基準監督署とかに行って、とにかく女性の差別賃金とかそういうことに対してもっと、企業の担当者を集めた会議を開くらしいんですが、厚生労働省の都道府県の出先である新潟労働局から担当者がそれぞれの市町村</p>

	<p>を回って、企業の担当者を集めていろいろな労働基準法を中心に指導していくということを聞きまして、その際、女性の差別賃金ですか、私がそこに書いたようなことをぜひ企業の担当者にまず強く認識して改善を目指すように、そういう担当者を集めた会議の中で問題を提起して少しでも改善に結びつけていく。この女性の社会賃金というのがやはりそのまま年金にはねかえっていくとなると、余計長期的に深刻な問題になってると思っておりますので、ただこれは、提言をしたからすぐそうなるという問題ではないけど、ただ、私たちが少しでもそういう場を利用して、女性の権利獲得向上に向けて進めていってほしいなというように思ったので、本当に具体的すぎたかもしれないしそしてちょっと</p>
座長	<p>今C委員のネットの環境がちょっと遮断されたようですので、また入り次第続きのお話をお伺いしたいと思います。</p> <p>ご意見がパブコメに出ていたわけなんですけれども、女性の人権の立場でご意見ありましたらお願いします。</p>
D委員	<p>一般的な意見なので、ちょっと具体的な意見があっていいと思うんですけど佐渡市の現状というか今4次の計画を見て障がい者のところで具体的な数字が出てましたよね。そういうのがもう少しあったほうがいいのかと思うんですけども、既にもう昔だったら、看護師さんとか、保育士さんは、女性っていう感じでしたよね。そこにもう早くからもう男性が入ってきてますよね最近ね。それなのに女性も最近は、建築とかそういうところに入り込んでいる人が増えてきているのは、やっぱり女性もそういう点においては差別があっちゃいけないんだ、男女平等ということをやっぱり女性として見下げられるのはちょっと、見下げられるという言葉は語弊ですけども、やはり男女同等ということ、女性もそういうところに進出してるから、そういうことが佐渡市でも、そういう現実があるのかどうかというか。保育士さんとか看護師さんに男性がいっぱい入ってきてますよね。それに対して女性はどうなのかっていう女性が男性の職場へ出るのはどうなのか。運送業者さんとかそういうところに入ってますよね。そういう人たちの立場はどうなのかなというふうなことを考えました。</p>
座長	<p>では10番から16番、高齢者の人権、障がいのある人の人権についていかがでしょうか。</p>
B委員	<p>私が頭こんがらがっていますが、女性の人権、赤いところに書いてある整備を図ります、充実を図ります。これを計画で書くのか。人権教育・啓発の計画なのに。計画を立てた人が整備するわけなのか。そうじゃなくて、この計画書は人権に対して教育と啓発をどう</p>

	<p>進めていくか、それによって、女性管理職の雇用とか賃金を意識してもらおうという、人権意識を高めるためにこの計画があるんじゃないですか。それなのに、整備を図ります。誰が図るのか。それは違った計画の中で人権意識が高まったところで、これを整備していきませんかというための意識を高揚させるための計画書なんじゃないんですか。それを具体的にこうしようああしよう国に賃金、働き方をとか、そういうのではなく、人権意識があるから、そういうふうに動いてくれる人を作ろうという計画じゃないんですか。</p> <p>これが必要あれば必要という、何も違う方向で計画書が作られていっている。皆さん違う、意識が。この計画書の中で何々を整備します。それは男女共同参画の計画の中で、こういう賃金の体制を整えましょうという計画があるわけです。それに任せればいいのになぜここで具体的に挙げていかないといけないのか。私たちは男女共同社会をつくるための人権啓発をしていくんだということにこの計画を作っているんじゃないんですか。私はずっとそう思ってきたんです。だから具体的に障がい者の福祉を充実させましょうとか、そんなことは人権を考えれば、福祉の充実が必要なんだと社会福祉で考えるわけである。障がいの計画があるじゃないか。そこで充実させますっていうのは、その計画をつくる人が人権意識が高まっている、当然推進していく。そういう人を作っていくのがこの計画なのではないか。ちょっと私、よく分からなくなってきました。</p>
計良課長	<p>確かにいろいろなものが、ごちゃまぜというか、本来パブリックコメントのご意見の中でもものすごい抽象的な計画だというご意見頂いてますけれども、やはりこれはB委員言われるとおり、人権教育・啓発を推進するための基本的な方針、これだけ様々な人権問題を網羅している計画なので、本当に市の総合計画と同じような形に、どうしても抽象的な部分にはなろうかと思えます。実際その中でも取組内容ということで、もう少し具体的に書いてある、もしかすると、そういう相談員も必要だとか、何か相談場所を整備しないとだねというのは具体的な取組内容、もしくはこの計画の別に障がい福祉、高齢福祉、先ほど女性の人権の話ありましたが、それは男女共同参画計画というまた個別の計画があります。それぞれの個別計画の中に、具体的に何かハードを整備するというのは明記されてるので、総合計画が一番頭にあって、その次に人権教育・啓発の部分の総合的な人権計画があってそこにさらにいろんな行政計画がぶら下がり、さらに毎年毎年、具体的な行動計画、事業計画っていうのができてくるというふうに思います。それが、いろいろ、ご異議ご意見、ご議論する中で、確かにいろんなものがもりこみ始めてB委員が何の計画か分からなくなったというご意見も、確かに、</p>

	<p>ご指摘のとおりだなというふうに、今日そのご意見もらって感じておりますので、再度整理する必要があると。</p> <p>パブコメの中でも、いろんな要請、確かにこれは計画にうたうんじゃなくて本来出すべきだった実際の行動計画の中で、国、厚生労働省とかそういったところに要望していくべき部分もあると思いますし、また意見の中であった、この施策目的達成するためには本当に条例が必要だということであれば、当然条例を検討に入っていく、というふうには認識しています。</p>
A委員	<p>一つだけ言い忘れたことだけ。同和問題の30ページなんですけど、この懇談会の中でも私、自らの反省も踏まえてお願いしたんですが、そのままずっと載っているんですけど、30ページの1番最後のところですが図17、佐渡市に被差別部落があることを知っていますかと、私も設問を検討する段階でいいのではないかなというふうに賛成した1人でもあるんですけど、大勢の大学の先生方からご指摘を頂いて、子どもたちがやっぱり一番興味を持って、スマートフォンとか、携帯で子どもたちが本当に低年齢化して、みんな持っているので、図17は、いくらでも検索をして今、残念ながら全国部落調査一覧で佐渡の部落がさらされているわけですから、安易にアクセスしてしまうのではないかな。一番やはり興味を示して、佐渡のどこに部落があるんだみたいなことが子どもたちが興味を示して検索をするというような、ある面では、より深く研究したいというような生徒も含めてですね、やっぱり間違った出会い方をしてしまうのではないかなということ、今日この設問というか、やったこともない、現状を知ることはよしとしてもこういう形で、市民の隅々まで知らしめて、子どもたちにまた検索を進めてしまうようなところについては、差し替えるとか何とか工夫はできないのかっていうことを今までも私言ってきましたので、今日初めて言うような話ではないので、事務方のほうでこの図17を別の同和問題で、学校同和教育がなかなか進んでいかないような現状の意識調査の図を載せたほうが私は、より島民にとっても市民にとっても部落問題は身近にあるんだな、やっぱり考えていかないといけないんだなというような、意識を促進醸成するような内容に変えていただくことはできないのかご検討頂きたいなというふうに私は思います。ここのところは本当に自分たちも安易に、最初の意識調査をするところでの設問の検討について私も含めて賛成したわけなんですけど、これを市民にオープンにしてそこに興味が非常に集中して</p>

	<p>間違っただけに出会ってしまうようなことも、十分考えられるんじゃないかというご指摘を大勢の方から頂きましたので、私は発言させていただいて、また、そのままずっと載っているのご検討いただけないでしょうかということをお願いをしたいと思います。</p>
計良課長	<p>前回、過去の会議でもA委員からこの点、ご意見頂いたのは承知しております。こちらの事務局のとらえ違いがあったんだと思います。この辺は別な表に差し替えさせていただきます。ありがとうございます。</p>
座長	<p>ここでB委員のご意見に戻りたいと思います。大事な内容だと思うので。このあたりを少しくずすというのは何かありますでしょうか。</p>
B委員	<p>今の意見ですが、障がい者の人数がなぜこの計画書の中にいるのか。何の目的で数字を載せている意味があるのか。それが何か施策に反映されるのか。これは障がいの計画とか福祉計画とかいっぱいあるじゃない。そこで論議すればいい。高齢者についても高齢者福祉計画があるじゃないか。そこで論議すればいい、具体的に。我々は障がい者のある人に対する人権意識があるかどうか、もっと高めてもらうための計画なのに、障がい者が何人いても関係ない。1人でも人権意識を高めてもらう。数の問題ではない。私はそう感じた。この間から感じていた、私が間違っているのかな、と。</p>
事務局（備家）	<p>パブコメの意見をもとに赤字のものを入れたんですよ。当初はなかった。</p>
B委員	<p>27ページ、ちゃんとかこういう計画で進めていきますと書いてある。そうすると要らないでしょ。佐渡市総合計画じゃないんですよ。</p>
計良課長	<p>赤字の本文は、ここに謳ってあるから、ここに謳うことは特に支障は。ここまで個別計画を具体的に出すのもあまり人権計画ではないかもしれません。</p>
B委員	<p>基本的には、現状を把握するにはアンケート調査、意識調査をした結果に基づいてということなんです。机上で考えたものではない。要するにみんなからの意見を聞いて、どこに人権意識が低いところがあるかというふうな課題を探ってきてこの計画を作ってきているんです。2月にできた教育振興計画と全く違うレベルの高い計画書です。要するに、根拠のある計画書であり、私はレベルの高い計画書だと認識しています。だからこの目標というのは、レベルを上げる、人権意識も人権感覚もレベルを上げるということが目標なんです。それを福祉の充実をさせます、とか言っても、何の計画なんだ、となってしまう</p>

	う。SDGsも学校とも人権からきている。
E 委員	<p>この会議は、現状と課題はもうすでに終わっているんだよね。これから人権教育と啓発推進はどうするかという会議だと私は認識している。だから、本当に乱暴な言い方で申し訳ないんだけど、私から言わせれば48ページに(1)から(5)まで、ここの教育なりをどうするか。それを検討してもらうとかどうしていくという会議ではないのか。簡単に言えば文科省が音頭取ってくれれば8割は済む問題。保育園とか幼稚園とか学校教育で、アンケート調査でやった女性の人権から性的マイノリティ、様々な人権まで、国語算数理科社会を教えるような教え方をすれば、乱暴な言い方をすれば、8割は済むわけだ、私個人的には。</p> <p>ところが佐渡市がここでいくら言ったところで、国の省庁なり法律がある限りはどうにもならない。手っ取り早いのは佐渡市にも条例を作って、佐渡市はこういうのを作ってある、そして県、国に働きかけて作ってくれ、と。そして学校教育でこういった人権も教えてくれ、と。それが自分的には結論。</p> <p>だから現状とか課題は意識調査して、回答率も低いけど、それなりに見えてきたわけでしょ。この会議は、それでどうする、と。</p> <p>だからさっき言ったように、本当に乱暴な大雑把な言い方だけど教育してもらえれば。その教育をどうやるかが問題なんだけど。私個人的には答えが見えているはずなんだけど。皆さんはどうか分からないが、また別な考えもあるだろう。</p> <p>それから学校教育、佐渡市で独自でできる分野があるかないか俺自分は分からないが。昔のゆとり教育みたいなものがあった、週例例えば1時間はそういう同和教育にしましょう、部落問題にしましょうというのがあるならそこに組み込んでもらうというのも一つの手だろう、と個人的に思っております。ここでいくら言ったって、国の省庁があって、県の組織があって、法律があって、どうもならない。犬の遠吠えみたいなものだ。だから、手っ取り早いのは、佐渡市独自でできる市の条例を作って、佐渡市は先進的にこういった条例を作った。県にも作ってくれ、国も法律変えてくれ、とか。そうじゃないと個人の意識が変わりっこない。みんな言葉では分かっていると思う。まして、今の世の中、全然昔と違うんだから。</p>
座長	大きな問題になってきましたが、ひとまず一通り通して、何かお気づきの点があれば一度ここで出してください。
F 委員	29ページ、前回読んで気になっていたのが、今回は直っているんですが、障がいのこどもの教育のところ、前は小さい幼児の頃から施設に入れるみたいな書き方をしてあって、それだと、いわゆる本来、地域の中でどう育てて見守りながらどう育てていく

	<p>かというのが本来目指すべきところを、逆に言えば小さい頃から隔離してしまえというような捉え方になるんで、そこは注意してもらいたいなというふうには思っていたんです。だから今回はその部分は訂正をされてますんで、いいかと思うんですが、ただ、言葉として気をつけないといけないような、いわゆる、1人ひとりのニーズに応じて早期からの教育相談・支援に取り組むということになると、これはちょっと誤解を受ける部分があつて。要は、一人ひとりに合わせて、じゃあこの子は施設入れるとかね、そういった捉え方があつて非常に危険性がものすごく多いんです。私も民生委員たちもいろいろあると話を聞く中でね。やはり、確かに保護者の方によっては施設というのも必要だという意見もあります。それは当然のあつても当たり前だと思うんですが、ただ、将来的本来私たちが目指すべきところはどこなのかというのをきちんとしておかないと、やはり誤解を受ける可能性があるんでそのところはちょっと注意をしながら方針を立ててもらいたいなというふうに思います。「一人ひとりのニーズに応じて早期からの教育相談」、確かに必要なんだけど、ただそれを単純にこのままやっていると、一人ひとりがこの子はこっちに入れろ、この子はこっち、とそういう誤解するんで、そのところはちょっと気をつけたほうがいいのかという気がするんですよ。人によって捉え方でどうにでも捉えられる書き方かな。いわゆる、そこ書いてあるノーマライゼーションの内容に書いてあるでしょ。これに沿った部分で表現をしていかないと、ちょっと誤解を受けるかな、恐れがあるなというふうに思う。そういうふうに申し上げた私も専門でやってるわけじゃないものですからどういう表現したらいいのか、ちょっと私も。</p>
計良課長	<p>言葉尻で、最後「取り組みます」などでしめくくるとどうなんでしょうか。</p>
F 委員	<p>先ほどちょっと例えばB委員が言われたような、そんな取組までするのかという話にもなってきますけども、ただ私とすれば、そういう経験をして啓発していくことも大事だけど、そこにいたりしてか出された課題をどう取り組んでいくのか、それはいろんなとこの計画があつたらそっちに任せればという考え方もあるでしょうけども、全体として、ここではこういう方向で行ってもらいたいという部分で、行くべきじゃないのかな。ただそれはあっちに任せればいいじゃなくて、私らは私らで、こういう問題がある、こういう啓発をしていくには、こうしてもらいたいという部分まで出さないと、ただ啓発問題だけっていうことに問題はないだろうし、そうだって私らのとこで全部でき</p>

	<p>るとは思いませんけれども、ただそれは連携を取りながら進んでいくというのを持ったほうがいいのかというふうに思う。あちこち全部絡んではきますけどね。それを整備していくのが事務局だろうというふうに思います。</p>
座長	<p>私は教育委員会ですが、就学前の子どもたちの相談を担当してるものですから、今言われたようなことを考えるとそういうつもりでないにしても、そういうふうに捉えられる可能性もあるのかなあという、非常に参考になりました。</p>
F 委員	<p>どういうふうな表現がいいのかちょっと私もよく分からなくて申し訳ないんですけども、何となくちょっと誤解が個人個人で勝手に捉えればいいということにもなるかも分からないですけどもそういうちょっと誤解される可能性があるのかな、という心配があるということとで検討していただければ。</p>
B 委員	<p>31 ページ②の表現について。学校での人権教育・同和教育の推進で、小学校、中学校。いわゆる幼稚園、保育園がなくなってしまったし、県立学校もなくなってしまったんですがその辺りは、教育場面で人権教育の推進の部分は大丈夫なんでしょうか。</p>
座長	<p>確かに以前の計画には、「就学前の」と書いてあったんです。ただ、そのあとの表現自体は、小学校、中学校でやっていることがあって、就学前っていうところに関わる内容が前回の本文の中にはないんです。実際の連携という中身がない。</p>
B 委員	<p>なければ作らないとならない。高校も入れて。</p>
座長	<p>これは就学前と入れるといいと思うんですけど、実際のところ連携して、というところが前から続いているんですけど、実際見当たらない。挙げるとすれば、人権展の部分くらいなのかと。</p>
B 委員	<p>県立高校では、1 週間かけて同和教育やってきましたよね。県立高校全部回って、最後に市役所で講演会をやっていた。連携して。それを羽茂高校が担当して。それもなくなってしまうが。なくなってしまうからそれまでとっていいのか、そういった連携は必要ないのか。その辺り幅が狭まっている感じがしました。</p>
座長	<p>前とあわせて、課のほうに持ち帰って、ご指摘とあわせて検討します。今ご指摘あったのは、31 ページ②。表現については今回ちょっと修正をしたんですけども、これあくまで学校というふうになっているので、以前のものですね、就学前も含めてっていうところで、高等学校も含めた表現になっていたんですけど、その辺りもう一度検討したいと思います。</p> <p>計画そのものの自体の役割というか、示し方というか、その辺りについての方向性というかどうかというふうに考えていけばいいのか。</p>

計良課長	<p>今ほどB委員言われたご意見、当然県内全国いろんなところで人権教育計画作っているの、その辺も今一度参考にして、それぞれ個別計画、上位計画と整合性をとって策定すると謳っていますので、確認して事務局のほうで調整させていただきます。</p>
B委員	<p>20ページ。なぜいじめの認知件数みたいなものがここに挙がってくるのか。今、文部科学省では自分自身を守る、いのちの安全教育というのが出ているじゃないですか。それは虐待であったり、自殺であったり、いじめであったり、いろんなところなんです、自分で命を守って命の尊さを知ろうというふうな教育を進めてくださってやってるじゃないですか。それをなぜこのいじめだけがここに挙がってくるんですか。なぜ具体的な数字を挙げてこの計画書に載せないといけないのか。意味が分かりませんでした。いろんなこどもの人権がある。親子の虐待もあるし、自殺もあるし。それをなくすために、いのちの安全教育をやりましょう、とやってるわけじゃないですか。これ、2月教育指針には全然載っていなかったけれど、教育委員会は「やってますから大丈夫です」とは言っていたけれど、それくらいのレベルで考えているのかと思ったんですけど。やっぱり、いじめだけじゃないんです、こどもの人権は。幅広いんだから、これをどう現状を捉えるか。あんまり集中しないほうがいいかな、と。いじめしか人権考えてないと言われると。そういう意味合いに取られても仕方ないかな、と。</p>
座長	<p>課長のほうからも話がありましたけども、計画としてのあり方みたいなのも他の自治体のものも参考にして検討するという話でありましたのでお願いしたいと思います。</p>
計良課長	<p>計画の内容についてご意見いただいて、そのあととと思っていたのですが冒頭にも話がありました懇談会のあり方について。確かにご指摘いただいた部分もごもっともな部分もあるかと思えます。第1次から計画策定に関わってこられて委員のかたもいらっしゃいますのでその辺について、C委員以外の委員さんからもコメントを頂きましたところでありますけどもいずれにせよ、次年度ですね、この4次計画策定後進んでいくにおいては、ちょっと会議の持ち方については、見直し案を作成して再度、委員の皆様のご意見を賜りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局(小田)	<p>協議事項として2点ご相談したい点がございまして、ご意見あったのですが、「こどもの人権」の「こどもの表記」について。 (以前の懇談会で、こども家庭庁から示されている「こども」の表記の推奨について、固有名詞等はそのとおりで表記。現在同時期で策定中の「佐渡市こども計画」においても特別な場合を除いて「こども」と表記していることの説明。異議なし)</p>

計良課長	市の個別計画と表現方法については、合わせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局(小田)	もう1点、「外国籍の人の人権」の表現について、2次か3次の策定時に「外国人」に統一した経緯があったというご意見いただきました。経緯については記録では確認できなかったのですが、第2次、3次の表現は「外国籍」となっております。国や県は「外国人」という表現となっております。
F委員	その辺の細かい部分については、事務局のほうで決めていただいて、これはこうなっています、ときちんと答弁していただければいいかと思います。
座長	議事については以上ということで終了させていただきます。ありがとうございました。
事務局(小田)	今後につきましては、今日お帰りになってご意見あるようでしたら今日、明日であればまだ修正できますのでお電話やメールでご連絡をお願いします。今月中に策定しまして、委員の皆様にもお送りします。 以上で令和6年度第4回佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会を終了いたします。ありがとうございました。